

健康保険の給付金の申請もれはありませんか？

健康保険給付の申請期限について

健康保険の給付金の申請は、2年以内にご提出ください。

2年を過ぎると、時効により給付金のお支払いができなくなりますのでご注意ください。

こんなとき	給付の種類	申請期限（時効）
医療費を立て替えたとき 治療用装具を購入したとき	療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日から2年
例 4月1日にコルセットを作成・装着し、4月10日にその費用を支払った場合 起算日＝4月11日 ➡ 申請期限は、2年後の4月10日		
医療費が高額になったとき	高額療養費	診療を受けた月の翌月1日から2年
例 4月1日から5月31日まで入院し、医療費が高額だった場合 4月分の起算日＝5月1日 ➡ 申請期限は、2年後の4月30日 5月分の起算日＝6月1日 ➡ 申請期限は、2年後の5月31日 ※高額療養費は、1か月(初日～末日)分ごとに申請が必要になります。		
病気やけがで 会社を休んだとき	傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日から2年
例 4月1日から4月30日まで労務不能であった場合 4月1日の起算日＝4月2日 ➡ 申請期限は、2年後の4月1日 ⋮ 4月30日の起算日＝5月1日 ➡ 申請期限は、2年後の4月30日 ※傷病手当金は労務不能日に対して給付金をお支払いしているため、1日ずつ時効が起算されます。		
出産のために 会社を休んだとき	出産手当金	出産のために労務に就かなかった日ごとにその翌日から2年
例 2月1日から5月1日まで出産のため仕事を休んだ場合 2月1日の起算日＝2月2日 ➡ 申請期限は、2年後の2月1日 ⋮ 5月1日の起算日＝5月2日 ➡ 申請期限は、2年後の5月1日 ※出産手当金は出産のために会社を休んだ日に対して給付金をお支払いしているため、1日ずつ時効が起算されます。		
出産したとき	出産育児一時金	出産日の翌日から2年
例 4月1日に出産した場合 起算日＝4月2日 ➡ 申請期限は、2年後の4月1日		
亡くなったとき	埋葬料(費)	死亡した日の翌日から2年 (埋葬費は埋葬を行った日の翌日から2年)
例 4月1日に亡くなった(埋葬を行った)場合 起算日＝4月2日 ➡ 申請期限は、2年後の4月1日		

お問い合わせ先

全国健康保険協会 兵庫支部 業務グループ

651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST

電話：078-252-8701

(音声案内の①を選択してください)